

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【公開番号】特開2004-87477(P2004-87477A)

【公開日】平成16年3月18日(2004.3.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-011

【出願番号】特願2003-183327(P2003-183327)

【国際特許分類】

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 05 B 33/26 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/22 D

H 05 B 33/22 B

H 05 B 33/14 A

H 05 B 33/26 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の電極、導電性高分子層、電界発光膜、および第2の電極が、順次積層された発光素子を有する発光装置であって、

前記第1の電極は、遮光性または反射性を有する金属からなり、かつ陽極として機能し、

前記導電性高分子層は、レドックスポリマーからなり、かつ前記第1の電極及び前記電界発光膜の間にそれぞれ接して形成され、

前記第2の電極は、透明性導電膜からなることを特徴とする発光装置。

【請求項2】

第1の電極、導電性高分子層、電界発光膜、および第2の電極が、順次積層された発光素子を有する発光装置であって、

前記第1の電極は、遮光性または反射性を有する金属からなり、かつ陰極として機能し、

前記導電性高分子層は、レドックスポリマーからなり、かつ前記第1の電極及び前記電界発光膜の間にそれぞれ接して形成され、

前記第2の電極は、透明性導電膜からなることを特徴とする発光装置。

【請求項3】

請求項1または2において、

前記レドックスポリマーは、エメラルдин・ベース・ポリアニリンから形成されたことを特徴とする発光装置。

【請求項4】

第1の電極、導電性高分子層、電界発光膜、および第2の電極が、順次積層された発光素子を有する発光装置であって、

前記第1の電極は、遮光性または反射性を有する金属からなり、かつ陽極として機能し、

前記導電性高分子層は、アクセプターがドーピングされた導電性高分子材料からなり、かつ前記第1の電極及び前記電界発光膜の間にそれぞれ接して形成され、

前記第2の電極は透明性導電膜からなることを特徴とする発光装置。

【請求項5】

請求項4において、

前記導電性高分子材料は、ポリエチレンジオキシチオフェン、およびポリスチレンスルホン酸から形成されたことを特徴とする発光装置。

【請求項6】

第1の電極、導電性高分子層、電界発光膜、および第2の電極が、順次積層された発光素子を有する発光装置であって、

前記第1の電極は、遮光性または反射性を有する金属からなり、かつ陰極として機能し、

前記導電性高分子層は、ドナーがドーピングされた導電性高分子材料からなり、かつ前記第1の電極及び前記電界発光膜の間にそれぞれ接して形成され、

前記第2の電極は透明性導電膜からなることを特徴とする発光装置。

【請求項7】

請求項6において、

前記導電性高分子材料は、エメラルдин・ベース・ポリアニリン、およびテトラチアフルバレンから形成されたことを特徴とする発光装置。

【請求項8】

請求項1乃至請求項7のいずれか一において、

前記第1の電極は、前記薄膜トランジスタと、前記発光素子とを電気的に接続する配線として機能することを特徴とする発光装置。

【請求項9】

請求項1乃至請求項8のいずれか一において、

前記第1の電極は、アルミニウム、タンタル、タングステン、チタン、モリブデン、ニッケル、銅、クロム、銀、窒化チタン、窒化タンタル、窒化ジルコニア、窒化モリブデン、窒化クロム、または窒化タングステンを有することを特徴とする発光装置。